

公 示

第五管区海上保安本部長公示第3号
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年2月4日

第五管区海上保安本部長

鍬本浩司（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 大阪府西大阪治水事務所
(2) 住 所 大阪市西区江之子島2丁目1-64

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 阪神港大阪区第2区（安治川）
(別添付図のとおり)
(2) 期 間 令和8年2月4日から
令和8年2月27日まで

3 水路測量の実施方法

距離標の測線による測位、レッドによる測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。

付図



:測量区域

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典:海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)